「IAQG-OASIS データベースへの登録料金等についての細則」の改訂

IAQG-OASIS 登録料金には、IAQG(<u>International Aerospace Quality Group</u>)に 収める登録料、その諸経費、及び JIS Q 9100 による認証制度を維持・改善するため の諸活動費用が含まれています。今回これらに関して以下に記載しました諸般の背景により見直しを提案するものです。

- ① IAQG が設定する OASIS 登録料規定の変更
- ② OASIS 新システムの稼動による審査データ入力プロセスの変更
- ③ JIS Q 9100 認証制度に関わる諸活動全般の整理を行い、認証制度維持・改善費用を減額する

IAQG-OASIS データベースへの登録料金等についての細則(H28.7.1 改正)				IAQG-OASIS データベースへの登録料金等についての細則(H31 改正 案)				改正箇所
IAQG-OASIS データベースへの登録料金等についての細則				IAQG-OASIS データベースへの登録料金等についての細則				
JAQG 運営委員会				JAQG 運営委員会				
(目的)				(目的)				
第1条 この細則は、航空宇宙品質センター(JAQG)設置運用規則第3条(6)に掲げる品質								
マネジメントシステム認証機関による審査結果等を IAQG-OASIS データベースに登録								
するための登録料金等について定めることを目的とする。				するための登録料金等について定めることを目的とする。				
(登録料金)				(登録料金)				
第2条 IAQG-OASIS データベースに審査結果を登録するための登録料金は、下表左欄の会員				第2条 IAQG-OASIS	データベースに審査結果を登録	するための登録料金	は、下表左欄の会員	IAQG-OASIS 登録料規定の変更
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。				区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。				OASIS 新システムの稼働による審査
				会員区分	区分 時期 毎回の登録料金		登録料金	データ入力スキーム及び認証制度終
会員区分	時期	毎回の登録料金						持・改善費用の見直しに伴う改訂
						IAQG-OASIS	JIS Q 9100 認証制度	
		IAQG-0ASIS 登 録料	JAQG 認証制度の 維持・改善費用			登録料	の維持・改善費用	
会員メンバー及び	初回登録	65,000 円	AQG 会費に含む	会員メンバー及び	初回登録、 <u>更新審査</u>	<u>62, 000 円</u>	JAQG 会費に含む	
協替メンバー	初回登録後の更新審査時	52,000円		協賛メンバー	<u>移転審査*1</u>	62, 000 円	=	
	サーベイランス	52, 000 j —	JAQG 会費に含む		サーベイランス	_	JAQG 会費に含む	
上記以外のもの	初回登録	65,000 円	50,000円		<u>特別審査*2</u>	26, 000 円		
工品级/[**/ 0*/	初回登録後の更新審査時	52,000円	50,000円	上記以外のもの	初回登録、 <u>更新審査</u>	62, 000 円	<u>47, 000 円</u>	
	サーベイランス(1年周期)	52, 000 [] —	50,000円		<u>移転審査*1</u>	<u>62, 000 円</u>	_	
	サーベイランス(半年周期)	_	25,000円		サーベイランス(1年周期)	_	<u>47, 000 円</u>	
	ク マープマン(十十/円 <i>列</i>)/		20,000 1		サーベイランス(半年周期)	_	<u>23, 500 円</u>	
(納入等)				<u>特別審査*2</u>	26, 000 円	=		
第3条 JAQG は、審査結果等を IAQG-OASIS データベースに登録後、品質マネジメントシステ				注記 *1)組織が認証機関を変える場合(認証機関の買収、認定取消等の場合は除く)				
ム認証機関に、上記登録料金を請求する。				*2) 更新審査/サーベイランス審査時にサイト追加(サイト数によらず)を行う場合				
				には本金額が加算される。なお、サイトの追加以外の場合は、課金は行われない				
				(納入等)				
附則				第3条 JAQG は、 <i>IAQG-OASIS データベースへの登録状況を登録簿にまとめ</i> 、品質マネジ				
				メントシステム認証機関に、上記登録料金を請求する。				
1. この規程は、平成	16年7月1日より施行する。)						
2. この改正は、平成19年7月1日より施行する。					附則	ı]		
3. この改正は、平成25年10月1日より施行する。					1.00			
4. この改正は、平成28年7月1日より施行する。				1. この規程は、平成16年7月1日より施行する。				
				2. この改正は、平成19年7月1日より施行する。				
				3. この改正は、平成25年10月1日より施行する。 4. この改正は、平成28年7月1日より施行する。				
				5. この改正は、	平成31年4月1日より施行す	-る。		